

門真市個人情報保護審議会議事録

開催日時 令和4年9月30日（金）午前10時
開催場所 門真市役所 本館2階 大会議室
出席委員 奥村 裕和、小野 晃正、河野 和宏、白土 清治
欠席委員 なし
事務局職員 中野総務部次長、漕江総務課長、松井総務課課長補佐、佐々木総務課主任

開会（午前10時）

漕江総務課長 それでは定刻になりましたので、ただ今より、門真市個人情報保護審議会を開催させていただきます。私は、司会を務めさせていただきます総務課長の漕江でございます。よろしくお願いいたします。本日は、委員4名全員にご出席いただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。また、会議の議事録の作成をさせていただくため、会議の発言内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

会議に先立ちまして、お手元にお配りしております本日の資料を確認させていただきたいと思っております。

- 1点目 門真市個人情報保護審議会次第
- 2点目 審議会運営関係説明資料
- 3点目 門真市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）に対する意見募集結果について
- 4点目 パブリックコメント手続参考資料
- 5点目 答申案
- 6点目 答申案参考資料 以上でございます。

資料につきましては、後ほど議事進行の中で使わせていただきますので、よろしくお願いいたします。もし不足の資料がございましたらお申し出ください。

不足の資料がないようでしたら、以降の進行につきましては、奥村会長にお願いしたいと思います。奥村会長、よろしくお願いいたします。

奥村会長 それでは議事を進めさせていただきます。本日は、前回に引き続き、門真市長から諮問のあった「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて」の審議をいたします。まず、次第2の「門真市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）に対するパブリックコメント手続の結果の報告について」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

松井総務課課長補佐 それでは説明いたします。「門真市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）に対する意見募集結果について」をご覧ください。解説付きの条例案を添付し、8月1日から31日までの期間にて、パブリックコメント手続を実施いたしました。市ホームページや電子申請システム（LOGOフォーム）において掲載したほか、市情報コーナー、市役所本館入口、市内公共施設等16か所においては意見箱とともに設置いたしました。受け付けたご意見等はございませんでした。

奥村会長 ただ今の説明について、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり。)

奥村会長 それでは次第2「門真市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)に対するパブリックコメント手続の結果の報告について」を、終了いたします。

奥村会長 次に次第3の「答申案について」に移らせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

松井総務課課長補佐 それでは説明いたします。「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて(答申)」と書かれた「答申案」をご覧ください。

1 ページ目の鑑文において今回の諮問は妥当である旨を明記し、詳細については、先日ご審議いただいた10個の案件ごとに、2 ページ目以降の別紙に記載いたしております。また、「答申案参考資料」として、前回の会議資料である「諮問事項説明資料」及び「諮問事項別紙」につきましても本日お配りしておりますので、必要に応じてご覧いただきたく存じます。

「答申案」の2 ページ目をご覧ください。案件ごとに概要をご説明いたします。まず、案件1の条例要配慮個人情報についてです。こちらは、改正法では、実施機関が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものを「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができるものとされており、門真市における規定の必要性について検討したものです。

答申の内容としましては、現行条例でいわゆる「センシティブ情報」としているが、改正法において「要配慮個人情報」とされていない情報として、門真市においては「戸籍・本籍」が該当し、これらの情報を現行条例において「センシティブ情報」と位置付けているのは、「社会的差別の原因となるおそれがある個人情報」であることに起因しているが、改正法においては、「被差別部落出身であるという情報(=同和地区出身者であるという情報)」については、「要配慮個人情報」のうち「社会的身分」に関する情報とされていること。また、現行条例において「センシティブ情報」としていなかった個人情報のうち、新たに「条例要配慮個人情報」として定めるべき情報の有無について検討したところ、改正法に定める「要配慮個人情報」により、取扱いに配慮を要する情報は一定網羅できていること。加えて、現行条例のように、「要配慮個人情報」や「条例要配慮個人情報」に取得の制限をかける規定は改正法にはなく、条例により取得制限を設けることについても許容されていないこと。

これらを踏まえ、「条例要配慮個人情報」を定めないことは、妥当であるとしております。

次に、案件2の目的外利用等登録簿及び事務登録簿についてです。こちらは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供する保有個人情報を記載した帳簿(目的外利用等登録簿)と個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿(事務登録簿)の作成及び公表の実施について検討したものです。

答申の内容としましては、改正法の規定遵守のほか、個人情報の取扱いの公開という観点からも効果的であること。また、改正法において作成及び公表が義務付けられている「個人情報ファイル簿」については、作成対象外とする保有個人情報が一定数あるため、「事務登録簿」の作成及び公表により、対象外とされる情報を補完する役割が期待できることから、「目的外利用等登録簿」及び「事務登録簿」の作成及び公表を行うことは、妥当であるとしております。

次に、案件3の手数料についてです。こちらは、開示請求時・開示決定後の写しの交付時における費用について検討したものです。

答申の内容としましては、市民の利便性を考慮し、現行制度や情報公開制度と同様、開示請求に関する手数料については無料とし、写しの作成に要する費用については規則にて実費徴収とする旨を定めることは、妥当であるとしております。

次に、案件4の不開示情報についてです。こちらは、条例において情報公開制度における不開示情報との整合性を図ることができる旨について改正法に規定されており、その必要性について2つの観点から検討したものです。

答申の内容としましては、改正法に基づく不開示情報と本市情報公開条例に基づく不開示情報に不一致の部分はあるものの、検討した2つの観点のうち、一方は実質的に開示情報に差異がないこと、もう一方は国における情報公開制度に係る法律である「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」との兼ね合いから整合性を図る対象の情報とはならないことから、施行条例において情報公開制度における不開示情報との整合性を図らないこととするのは、妥当であるとしております。

次に、案件5の開示決定等の期限等についてです。こちらは、開示請求等があった際の開示決定等の期限及び延長期限について検討したものです。

答申の内容としましては、改正法においては、開示決定等の期限は30日以内と定められているが、市民の利便性を考慮し、開示決定等の期限を現行どおり15日以内とし、その他について訂正請求及び利用停止請求を含め、改正法の規定に合わせることは、妥当であるとしております。

次に、案件6の諮問機関についてです。こちらは、改正法施行後の門真市個人情報保護審査会及び門真市個人情報保護審議会の体制について検討したものです。

答申の内容としましては、専門的な知見に基づく意見を聴取する必要がある場合が想定されることから、個人情報保護審議会の機能は引き続き必要であるものの、国の見解として個別の事案について審議会等の意見を聴くことは許容されないことなどから、審議会等の意見を聴く必要性は大きく減少するため、個人情報保護審査会と個人情報保護審議会を個別の会議体として設置する必要性は高くない。これを踏まえ、門真市個人情報保護審査会と門真市個人情報保護審議会の機能を統合することは妥当であるとしております。

次に、案件7の個人情報管理責任者についてです。こちらは、個人情報管理責任者の設置について検討したものです。

答申の内容としましては、改正法及び施行条例に基づく個人情報の適切な取扱いに関する責任の明確化のため、個人情報管理責任者を設置することは、妥当であるとしております。

次に、案件8の運用状況についてです。こちらは、制度に関する「運用状況の公表」の実施について検討したものです。

答申の内容としましては、情報公開の観点から、個人情報保護委員会が公表する改正法の施行状況に加え、市が独自で運用状況の報告を行うことは、妥当であるとしております。

次に、案件9の行政機関等匿名加工情報の提案募集についてです。こちらは、行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施について検討したものです。

答申の内容としましては、地方公共団体においても条例で提案募集制度を設けること

とした例が全国的にもごく少数であること、既に同様の制度を運用している国の行政機関等においても事例の蓄積が乏しいこと等の国の見解を踏まえ、現段階において提案募集は実施せず、各自治体の動向等を踏まえ、制度の導入について検討していくことは、妥当であるとしております。

次に、案件10の市民等の責務についてです。こちらは、市民及び出資法人の責務に係る規定の必要性について検討したものです。

答申の内容としましては、改正法において市民に限らず個人情報の取扱い全般に関する基本理念が、また、法人については、改正法第4章において「個人情報取扱事業者等の義務等」がそれぞれ定められており、必要な措置が図られることから、市民及び出資法人の責務を施行条例において定めないことは、妥当であるとしております。

答申案の説明は、以上でございます。

奥村会長 ただ今の説明について、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり。)

奥村会長 答申案について、ご異議がなければ事務局案のとおりとし、市長宛に答申させていただきます。よろしくお願いいたします。

(「異議なし」との声あり。)

奥村会長 それでは事務局案のとおりとさせていただきます。

続きまして、答申に入らせていただきます。準備が整うまでの間、休憩とさせていただきます。

(休憩・下治副市長出席)

漕江総務課長 それでは準備が整いましたので、奥村会長から下治副市長に答申書をお渡し願います。

奥村会長 「門真市長宮本一孝様。 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて (答申)

令和4年7月8日付け門総総第195号により諮問のあった標記の件について、2回にわたって本審議会を開催し、門真市附属機関に関する条例別表第1号の表門真市個人情報保護審議会の項の規定に基づき審議した結果、実施機関から提案された内容に応じた個人情報保護制度の見直しを行うことは、妥当であると判断し、別紙のとおり答申します。

令和4年9月30日。門真市個人情報保護審議会 会長 奥村 裕和」

よろしく願いいたします。

(奥村会長から下治副市長に答申書の手交)

漕江総務課長 それでは下治副市長から委員の皆様にお礼のご挨拶があります。

下治副市長 門真市個人情報保護審議会の審議終了にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

この度は、法改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて、委員の皆様による慎重かつ熱心なご審議をいただき、本日ご答申いただきましたこと、心より御礼申し上げます。

す。

さて現在、デジタル社会の進展に伴い、個人情報さまざまな形で取り扱われております。個人情報保護法の趣旨を鑑みますと、「保護」、「利活用」の双方に重点が置かれたものとなっており、本市におきましても個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する必要がございます。

そのような法の趣旨や今回、多岐にわたってご審議いただいた内容を踏まえながら、今後の市政に活かしてまいりますので、今後とも変わらぬお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、今後益々のご活躍をお祈り申し上げ、私からの御礼のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

漕江総務課長 ありがとうございます。なお、下治副市長は、他の公務がございますのでここで退席させていただきたいと思っております。

(下治副市長退席)

奥村会長 それでは次に次第4のその他に移らせていただきます。事務局から何かありますでしょうか。

漕江総務課長 今回、委員の皆様のご審議を賜り、答申をいただくことができました。改めて事務局一同お礼を申し上げます。

また、今後のスケジュールといたしまして、答申内容を踏まえ、令和4年門真市議会第4回定例会に条例制定に係る議案を提出したいと考えております。その後、関係する規則等の制定、改正や職員に対する周知を行い、改正法の地方公共団体関連部分の施行日である令和5年4月1日から新制度による個人情報の取扱いを行うこととなります。

奥村会長 分かりました。委員の皆様は何かございますでしょうか。

(「なし」との声あり。)

奥村会長 特にないようですので、次第4その他を終了いたします。

以上で全ての審議が終わりました。ご熱心に御審議賜りまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、本審議会を終了させていただきます。

閉会 (午前10時20分)